

## 滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、低中所得世帯の高校生等の保護者等に対して、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号。以下、「令和8年改正省令」という。）附則第2項中に規定する各種学校を含み、特別支援学校の高等部を除く。）および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）（以下「専攻科」という。）をいう。
- (2) 対象校 高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および国立大学法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等をいう。
- (3) 高校生等（新制度） 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者
  - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「学び直し支援金交付要綱」という。）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分一に規定する者もしくは国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「国の設置する高等学校等に係る学び直し支援金交付要綱」という。）第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分一に規定する者
  - ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「専攻科支援金交付要綱」という。）別表1もしくは国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国

の設置する高等学校等に係る専攻科支援金交付要綱」という。)第3条に規定する補助要件を満たす者(前号に規定する対象校に在学する者に限る。)のうち、平成26年4月1日以降に入学した者であって、基準日に対象校に在学する者。ただし、専攻科支援金交付要綱別表1の四または国の設置する高等学校等に係る専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、保護者等が次条第1項第2号エに相当すると認められる者(以下「家計急変世帯」という。)を含む。

(4) 高校生等(旧制度) 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。)附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者

イ 令和8年改正省令附則第2項に規定する経過措置の対象者

ウ 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者(AまたはBに該当する者、法第3条に規定する者および出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。)

エ 学び直し支援金交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者(同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。)であって別表1の区分二もしくは区分三に規定する者

オ 専攻科支援金交付要綱別表2および国の設置する高等学校等に係る専攻科支援金交付要綱3条に規定する者。ただし、専攻科支援金交付要綱別表2の四または国の設置する高等学校等に係る専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、家計急変世帯を含む。

(5) 保護者等 滋賀県内に住所を有し、学校教育法(平成22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のアからウまでのとおりとする。

ア 高校生等に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次のaからdまでに掲げる者を除く。)がいる場合は当該保護者とする。

a) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項または第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

b) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

c) 民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

d) aからcまでに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

イ 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等(当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)とする。

ウ 専攻科に通う生徒については、滋賀県内に住所を有し、専攻科支援金交付要綱別表 1 の四、別表 2 の四または国の設置する高等学校等に係る専攻科支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号に規定する生計維持者であるものをいう。

なお、在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が 2 名の場合は「他の者」も 2 名として取扱うこととする。

(6) 基準日 第 5 条の支給申請を行う年度の 7 月 1 日（ただし、新入生に対する 4 月から 6 月分に相当する額の早期給付（以下「早期給付」という。）を実施する場合は 4 月 1 日、家計急変世帯について、7 月 2 日以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった翌月（家計が急変した日が申請のあった月の初日である場合は、申請のあった月）の 1 日）をいう。ただし、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める場合は、当該別に定める日をいう。

(受給資格)

第 3 条 給付金は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 高校生等（新制度）の保護者等（専攻科に通う生徒の保護者等を除く。）であって次のアからオまでのいずれかに該当する者、または高校生等（旧制度）の保護者等（専攻科に通う生徒の保護者等を除く。）であって次のア、イおよびオのいずれかに該当する者。

ア 基準日において、高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が行われる世帯に属する者（ただし、オに該当する者は除く。）

イ 道府県民税（確認を要する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割（同法の規定による都民税を含む）の同法第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 50 条の 2 の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下「道府県民税所得割」という。）および市町村民税所得割（確認を要する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下「市町村民税所得割」という。）が課されない者（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。）

ウ 道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満である者（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、イに該当する者は除く。）

エ 道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である者（保護者等が2人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、イおよびウに該当する者は除く。）

オ 家計急変世帯

(2) 専攻科に通う生徒の保護者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 道府県民税所得割および市町村民税所得割が課されない者（保護者等が2人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。）

イ 道府県民税所得割および市町村民税所得割が105,500円（保護者等が2人以上いるときは、その全員の所得割額を合算した額）未満の者（保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、アに該当する者は除く。）

ウ 道府県民税所得割および市町村民税所得割が264,500円（保護者等が2人以上いるときは、その全員の所得割額を合算した額）未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる者（保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、アおよびイに該当する者は除く。）

エ 家計急変世帯

2 給付金は、前項各号に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援世帯の高校生等を除く。）が措置されている高校生等の保護者等である者

(2) 給付金の支給（滋賀県および他の都道府県による同種の事業を含む。）が高校生等1人につき年1回（早期給付を行う場合は年1回の支給を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給することとする。）、通算3回（定時制課程または通信制課程に在学する高校生等は、1人につき年1回、通算4回。専攻科に在学する高校生等は、1人につき年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は通算1回））を超える者（ただし、その者が学び直し支援金の支給を受ける高校生等の保護者等である場合はこの回数に1回（定時制課程または通信制課程に在学する高校生等は最大2回）まで加えることができる。）

(3) 基準日において休学している高校生等の保護者等である者

(4) 家計急変世帯において、申請後、支給決定までに家計急変の状況が解消された場合

（支給額等）

第4条 給付金の支給額は、別表1および2に定めるとおりとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、しがネット受付サービスを用いて、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、しがネット受付サービスによる申請が困難な場合は、奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(別記様式第1号(その1またはその2))に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに高校生等の在学する学校を経由して教育委員会に申請しなければならない。

(1) 生業扶助が行われているときは福祉事務所の発行する生活保護受給証明書または生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(専攻科を除く。)、生業扶助が行われていないとき(家計急変世帯を除く。)は保護者等に道府県民税所得割および市町村民税所得割が課されないことが確認できる書類(ただし、就学支援金等の手続きにおいて当該書類を提出済みの場合には、その書類をもって代用することができるものとする)、家計急変世帯においては、家計急変の発生事由および発生時期を証明する書類、申請する年度の課税証明書等、保護者等の年収見込みを確認できる書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 高校生等の在学する学校の長は、前項の申請書が提出された場合は、当該高校生等について基準日現在の在学状況を証明し、必要に応じて、次に掲げる書類とともに教育委員会に提出するものとする。

(1) 高校生等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する事務、学び直し支援金の支給に関する事務または滋賀県立高等学校の授業料および通信教育受講料の減免に関する事務で添付書類として提出された課税証明書等の写し

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の支給申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の支給の適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 教育委員会は、前条の規定により給付金の支給を決定した場合は、速やかに当該支給を決定した者に対し給付金の支給を行うものとする。

2 高校生等の在学する学校が滋賀県の設置するものである場合は、前項の給付金の支給は、当該学校の長が行うものとする。

(給付金の支給の条件)

第7条の2 当該学校の長は、給付金の支給の決定の時点で授業料以外に保護者等から徴収する学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納分の学校徴収金に係る債権の弁済

に充てることができるものとする。

(代理受領)

第8条 前条の場合において、高校生等の在学する学校が滋賀県の設置するものでない場合、当該学校の長は、教育委員会に対し、当該生徒の学校徴収金の未納額分について給付金の代理受領の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 教育委員会は、給付金の支給を受けた者が不正に給付金の支給を受けたと認めるときは、第6条による給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 保護者等は、前項の規定により既に支給を受けた給付金の返還を命ぜられたときは、同項の期限までに当該給付金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

付則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

付則 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

2 令和2年度においては、別表支給額の区分のうち、第3条第1項第2号および第3号に

該当する者は、オンライン学習にかかる通信費の支援として支給額に10,000円を加算する。ただし、早期給付および7月以降の家計急変により支給額を月額換算で支給する場合は月額1,000円（6月～翌年3月の10月）とする。

- 3 前項の支給をする際は、原則、学校における代理受領により支給する。ただし、代理受領により難しい場合には、通信費にかかる契約書の写しまたは誓約書等により受給者に用途の確認を行うこととする。

付則 この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

- 2 令和2年度においては、別表のうち、支給額区分が84,000円に該当する者には26,100円を、36,500円または129,700円に該当する者には12,000円を、上乗せして支給することとする（早期給付および7月から翌年3月分相当額を受給した者は7月から翌年3月分相当額を支給額区分）。ただし、令和2年度において早期給付を受け7月から翌年3月分相当額の給付対象とならない者は除く。

付則 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、第2条4号「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

付則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 別表支給額の区分において、第3条第1項第2号および第3号に該当する者のうち、着用を義務付けられている制服が令和6年1月1日以降に発生した災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、支給額に64,800円を上乗せして支給することとする。
- 3 前項において、別表の「高校生等」は、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）の状況によることとする。
- 4 なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等による証明書等により確認を行うものとする。

付則 この要綱は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

- 2 第3条第1項第1号に該当する者のうち、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、各区分の支給額に次の金額を上乗せして支給することとする。

補助対象区分	支給額
別表1の一、二および別表2の一、二	64,800円
別表1の三	21,600円
別表1の四	16,200円

- 3 第3条第1項第2号に該当する者のうち、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、各区分の支給額に次の金額を上乗せして支給することとする。

補助対象区分	支給額
別表1の五および別表2の三	64,800円
別表1の六	21,600円
別表1の七	16,200円
別表2の四	12,960円

- 4 なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等および高等学校等専攻科による証明書等により確認を行うものとする。

別表 1

高校生等の範囲	補助対象区分	支給額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
高校生等 (新制度) 第2条第1項第 3号アからウま でに該当する者	一 第3条第1項第1 号アに該当する者	32,300円	32,300 円	
	二 第3条第1項第1 号イおよびオに該当す る者のうち同号イに相 当すると認められる者	143,700 円	50,500 円	
	三 第3条第1項第1 号ウおよびオに該当す る者のうち同号ウに相 当すると認められる者	47,900円	16,830 円	
	四 第3条第1項第1 号エおよびオに該当す る者のうち同号エに該 当すると認められる者	35,930円	12,630 円	
	五 第3条第1項第2 号アに該当する者およ び同号エに該当する者 のうち同号アに相当 すると認められる者			50,500 円
	六 第3条第1項第2 号イに該当する者およ び同号エに該当する者 のうち同号イに相当 すると認められる者			16,830 円
	七 第3条第1項第2 号ウに該当する者およ び同号エに該当する者 のうち同号ウに相当 すると認められる者			12,630 円

別表 2

高校生等の 範囲	補助対象区分	支給額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
高校生等 (旧制度) 第2条第1 項第4号ア からオまで に該当する 者	一 第3条第1項第 1号アに該当する者	32,300円	32,300円	
	二 第3条第1項第 1号イおよびオに該 当する者	143,700円	50,500円	
	三 第3条第1項第 2号アに該当する者 および同号エに該当 する者のうち同号ア に相当すると認めら れる者			50,500円
	四 第3条第1項第 2号イもしくはウに 該当する者および同 号エに該当する者の うち同号イもしくは ウに相当すると認め られる者			10,100円

(注) 早期給付を行う場合、別表1の一、二、五、六および七および別表2の一から四までを対象とし、4月から6月相当額は本表の区分に応じた支給額に4分の1を乗じた額（1円未満の端数切り捨て）とする。また早期給付を行った者の7月から翌年3月相当額は、本表の区分に応じた支給額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4月から6月相当額を年額とする。

(注) 家計急変世帯においては、申請する年度の7月1日までに家計が急変し、教育委員会が別に定める期日までに申請があった場合は、本表の区分に応じた支給額（ただし早期給付の支給を受ける場合は当該支給額を差し引いた額）、それ以外については、本表の区分に応じた支給額に、申請のあった翌月（家計が急変した日が申請のあった月の初日の場合は申請のあった月）以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）とする。（ただし本表の額を超えて支給することはできない。）